



鳥取県公報

平成 22 年 9 月 14 日 (火)
第 8 2 2 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	土地改良区の定款の変更の認可 (2 件) (548・549) (農地・水保全課) 2
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (550) (治山砂防課) 2
	開発行為に関する工事の完了 (551) (西部総合事務所生活環境局) 2
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (45) 3
◇ 公 告	鳥取県砂利採取条例の規定に基づく認可状況の公表 (中部総合事務所県土整備局) 3
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) 4
◇ 正 誤	平成22年3月31日付鳥取県公報号外第43号中訂正 5

告 示

鳥取県告示第548号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、佐陀川右岸土地改良区の定款の変更を平成22年9月8日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成22年9月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第549号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、香取土地改良区の定款の変更を平成22年9月8日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成22年9月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第550号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成22年9月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

服部地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱9号を結んだ直線に囲まれた区域（昭和58年鳥取県告示第217号（急傾斜地崩壊危険区域の指定について）で指定した区域を除く。）

土 地	標 柱
倉吉市服部字下大田741	1号
倉吉市服部字下大田738	2号
倉吉市服部字千甫平ノ上885-24	3号及び4号
倉吉市服部字千甫平782	5号
倉吉市服部字千甫平779-1	6号
倉吉市服部字千甫平780	7号
倉吉市服部字千甫平780-1	8号
倉吉市服部字下大田743-1	9号

鳥取県告示第551号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成22年9月14日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成22年3月4日 鳥取県指令第200900164757号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市新屋町字川向灘
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
境港市新屋町82-2
山崎 洋

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第45号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成22年9月14日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,724
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	147,699
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	52,931
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	40,060
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,864
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,841
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,600
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	8,821
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	16,558
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	12,568
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,823

公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例

(平成15年鳥取県条例第73号) 第11条の規定により次のとおり公表する。

平成22年9月14日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	認可の期間	
株式会社エイワン商事 代表取締役 永田 一郎	東伯郡北栄町 東園631-1	東伯郡北栄町東園字 天神北 593 外 2 筆 (6,298.7平方メートル)	砂 (21,627.8立方メートル)	平成22年7月 28日から平成 23年7月27日	平成22年7月 28日

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成22年9月14日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成22年10月8日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市上福原1266-4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂の 各警察署の管内に居住する者
		平成22年10月22日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁第二庁舎4階第33会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察 署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

正 誤

平成22年 3 月 31 日付鳥取県公報号外第43号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	行	誤	正
1	下から 2	(7)	(6)
18	6	鳥取県教育委員会規則第 7号	鳥取県教育委員会規則第 6号